

## 利用上の注意

1 本資料における用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 島しょ

人口の有無にかかわらず、面積が0.01km<sup>2</sup>以上の島とする。

(2) 有人島

前記(1)の「島しょ」中、原則平成27年国勢調査により人口が確認されている島とする。ただし、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口も勘案している。

(3) 無人島

前記(1)の「島しょ」中、前記(2)の「有人島」以外の島とする。

(4) 離島

前記(1)の「島しょ」中、沖縄本島以外の島とする。ただし、沖縄本島と埋立、海中道路又は架橋により連結された次の「島しょ」については、沖縄本島に含める。なお、離島と離島間においては、海中道路及び架橋により連結されても個別の離島として扱う。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 宮城島 (大宜味村)  | ② 古宇利島 (今帰仁村) |
| ③ 瀬底島 (本部町)   | ④ 奥武島 (名護市)   |
| ⑤ 屋我地島 (名護市)  | ⑥ 伊計島 (うるま市)  |
| ⑦ 宮城島 (うるま市)  | ⑧ 平安座島 (うるま市) |
| ⑨ 浜比嘉島 (うるま市) | ⑩ 藪地島 (うるま市)  |
| ⑪ 奥武島 (南城市)   |               |

(5) 有人離島

前記(4)の「離島」中、原則平成27年国勢調査により人口が確認されている島とする。ただし、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口も勘案している。

(6) 無人離島

前記(4)の「離島」中、前記(5)の「有人離島」以外の島とする。

(7) 指定離島

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。

2 本資料の「離島市町村別……」としている表中において、市町村域の一部が「離島」である市町村(本部町、うるま市、南城市)の数値等は、離島計に含まれていない。ただし、この3市町村の数値等は県計に含まれている。

3 本資料の国勢調査を元に算出している島別人口は、字別で集計しているため一部他の地域を含む場合があります。